

医療法人倚山会 田岡病院

無線ネットワーク利用規約

(目的)

第1条 この規約は、田岡病院（以下「病院」という）が、患者および来院者（以下「利用者」という）の利便性向上を目的に整備した無線ネットワーク（以下「無線ネットワーク」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信機器)

第2条 無線ネットワークの利用を希望する者は、無料ネットワークに接続するスマートフォン、タブレット等（以下「通信機器」という）を準備しなければならない。なお、病院から通信機器の貸し出しは行わない。また、利用者が持ち込んだ通信機器については、利用者自身が管理し、盗難や紛失、破損等が発生した場合でも病院はその責任を負わないものとする。

(無線ネットワーク利用場所)

第3条 無線ネットワークの利用場所は、次の通りとする。

全館 ※但し、通信機器が設置されていない一部の場所を除く。

(無線ネットワークの利用)

第4条 利用者は、次に掲げる条件のもと、無料ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、この規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 無線ネットワークを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとし、病院は、これらに関する問い合わせを一切受け付けない。
- (4) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。
- (5) 無線ネットワークの利用料金は無料とする。ただし、インターネット上の有料サービスで発生する料金については利用者の負担とする。
- (6) 利用時間は、6時～22時とする。この時間以外は、無線ネットワークを利用してはならない。
- (7) 他者の迷惑にならないよう、通信機器の音声は消音またはイヤホン等を使用する。
- (8) 利用者の病状等により主治医の判断で利用を制限することがある。
- (9) 病院はセキュリティのためSSIDまたはパスワードを予告なく変更する場合がある。

(禁止事項)

第5条 利用者は無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為。
- (2) 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為もしくはそのおそれがある行為。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれがある行為。
- (4) 他者を誹謗中傷する行為。
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為。
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為。

- (7) 選挙運動又はこれに類する行為。(選挙期間中であるか否かを問わない)
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為。
- (9) わいせつ、児童ポルノ、または児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為。
- (10) ID 又はパスワードを不正に使用する行為。
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為。
- (12) 病院の承諾なく、無線ネットワークを通じて、または無線ネットワークに関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (13) 特定又は不特定多数の者に大量のメールを送信する行為。
- (14) 外部に音量が漏れる音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他者に対して迷惑になる行為。
- (15) インターネット通話・ビデオ通話による他者に対して迷惑になる行為。
- (16) 利用許可時間帯以外の使用。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為。

(利用資格の停止・取り消し)

第6条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取り消すことができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為をした場合。
- (2) 本規約に違反した場合。
- (3) その他利用者として病院が不適切と判断した場合。

(運用の中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークのシステム保守または関連工事を行う場合。
- (2) 災害、停電その他の非常事態により、無線ネットワークの通常運用が行えなくなった場合。
- (3) 無線ネットワークのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合。
- (4) その他、無線ネットワークの運用上、中断や中止が必要と病院が判断した場合。

(免責等)

第8条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データ破損又は漏洩その他の無線ネットワークに関連して発生した利用者又は、第三者の損害について、その責任を一切負わない。

2 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。

この場合において、病院接続する機種、OS、ソフト等により無線ネットワークを利用できない場合について、その責任を一切負わない。

5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責任を一切負わない。

6 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

7 病院は、利用者のアクセスログ等、無線ネットワークの利用に関する情報を、外部（裁判所、捜査機関等の公的機関）から提供を求められた場合、利用者の同意が無くとも、これに応じることができるものとする。

8 病院は、無線ネットワークの運用上、必要と認めるときは、予告なくインターネットへの接続の制限設定を変更することができる。

（規約の変更）

第8条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が無線ネットワークの利用をしたときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

本規約は、令和6年4月1日から施行する。